

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(カジノ管理委員会R4-①)

施策名	カジノ事業の健全運営のための制度の整備					
施策の概要	カジノ事業の健全運営のための制度の整備を行う。					
達成すべき目標	カジノ事業の健全な運営を確保し、カジノ規制を厳格に実施するため、令和3年4月に行った意見公募手続によって提出された意見を踏まえ、カジノ管理委員会規則等を公布・施行する。また、カジノ事業免許の審査基準等について検討・審議を進める。					
施策の予算額・執行額等		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	691百万円	830百万円	888百万円
		補正予算(b)	-	-	-71百万円	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	759百万円	-
	執行額(百万円)	-	204百万円	288百万円	597百万円	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・経済財政運営と改革の基本方針2021について(令和3年6月18日閣議決定) 第2章3.(4)IR整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。					

測定指標	カジノ管理委員会規則等の意見公募手続の実施		施策の進捗状況(実績)		目標	達成
			カジノ管理委員会規則等について令和3年4月～5月にかけて意見公募手続を実施し、7月に意見に対する回答を公表した。	3年度 手続の実施	達成	
	カジノ管理委員会規則等の公布・施行		施策の進捗状況(実績)		目標	達成
			カジノ管理委員会規則について令和3年7月16日に公布、同年7月19日に施行した。また、カジノ関連機器等製造業の許可等及び指定試験機関の指定等に係る審査基準を同年7月16日に公表、7月19日に施行した。	3年度 公布・施行	達成	
	カジノ事業免許の審査基準等の検討・審議		施策の進捗状況(実績)		目標	達成
			カジノ事業免許の審査基準等について検討を進め、カジノ管理委員会において審議を行った。	3年度 検討・審議	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成) (判断根拠) それぞれの実績が目標を達成したため。	
	施策の分析	<p>カジノ管理委員会規則等については、平成30年7月27日に公布された特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)附則第1条本文において、カジノ事業等の規制の施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されている。この施行期日に関する規定に従い、同規則等を公布・施行した。公布・施行に当たっては、同規則等意見公募手続を実施した。</p> <p>調査支援システム(背面調査支援システムより名称変更)及び業務システム(電子納付情報取得に係る機能)については令和4年3月をもって構築が完了し、入退場管理システムについてはプロトタイプ(機能実証版)の開発が令和3年9月で完了、10月より本体構築を開始するなど、計画通りに進捗し、カジノ事業の健全運営のための環境整備に寄与している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き令和3年度においても、海外渡航の機会が制限されたため、海外出張を含め、海外における研修の受講や海外からの専門家招聘が行えなかったことから、予算執行率が低くなった。そのような制約下においても、国際ゲーミング規制者協会(IAGR)総会といった諸外国・地域の規制当局等が参加する機会を活用して対面接触による情報収集・関係構築を行った。また、調査研究の委託や、オンライン会議による研修(ネバダ大学ラスベガス校による技術研修)の受講、IR事業者や海外規制当局とのオンラインによる意見交換等の補完的な取組などを通じて深めた審査手法等についての知見を踏まえ、カジノ事業免許の審査基準等についての検討・審議を行い、コロナ禍における対面による情報収集の機会が制約される中で、カジノ事業の健全な運営のための制度の整備に必要な不可欠な情報を得るための最大限の努力を行った。</p> <p>令和4年度以降は、各国の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、オンライン会議等に加えて、職員の海外出張等の対面接触を通じて、海外におけるカジノ規制・審査・監督に係る情報収集を積極的に実施していく。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	令和4年4月に特定複合観光施設区域整備法に定める区域整備計画の認定申請がなされたことから、今後は、国土交通大臣による区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者が申請するカジノ事業免許の付与等に係る審査基準・ガイドラインの策定・公表を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	令和4年6月20日に開催された政策評価懇談会において、委員から、意見公募手続は、命令等を定めようとする際の手続として行政手続法上定められているものであることから、測定指標として施行・公布と分離して評価しない方が望ましいのではないかと指摘があり、令和4年度事前分析表に反映した。また、令和3年度予算について、執行額を明記した方が良いとの指摘があり、本評価書に反映した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	総務企画部企画課	作成責任者名 (※記入は任意)	企画課長 堀信太郎	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------	--------------------	-----------	----------	--------